



袴俊雄部会長

Q1：現在の活動の概要と、AMEIおよびNMRCとの関連を教えてください。

A1：AMEIでは著作権委員会の副委員長という立場で、同委員会のインターネット部会長と、同じくモバイル部会の副部会長を務めています。いずれの部会でも、ネット配信における音楽著作権問題についての審議が活動の中心になっています。

それと同時に、NMRC(ネットワーク音楽著作権連絡協議会)にもAMEIから選任されて参加しており、同協議会モバイル分科会のリーダーとして、着信メロディの著作権についてJASRACと協議を進めています。

ちなみにNMRCは、音楽のネット配信に関して直接JASRACと著作権交渉を進めている唯一の業界団体でありまして、参加8団体の中でもAMEIは中心的な役割を果たしています。

特にモバイル分科会が担当している着信メロディの使用料に関して言えば、昨年度JASRACに支払われたインタラクティブ配信使用料約20億円のうち95%以上が着信メロディのそれで、そのうちの70~80%がAMEIの会員企業から支払われたものと推測できます。と言うことは、全使用料の大半をAMEI会員が支払っているということになりますので、有料音楽配信におけるAMEIの存在がいかに大きいかがお分かり頂けると思います。

Q2：現在のネット配信ビジネスと著作権との関係についてお話し下さい。

A2：日本のネット配信ビジネスは、着信メロディの配信を中心に大成功をおさめていると言って良いと思います。

去る10月に東京で開催されたCISAC(シザック/著作権協会国際連合)の国際シンポジウムでもJASRACがその旨の報告をして、参加各国(30ヶ国参加)から注目を浴びました。日本での成功事例がトリガーになって、料金体系や許諾方法などを参考にしつつ、着信メロディ事業がこれから世界に波及してゆくかも知れません。

しかし日本で成功したのは、著作権の面から見てそれなりの要因がありました。それは配信データのセキュリティが万全だったということです。つまり、配信された着信メロディのデータが携帯電話の外に流れ出ないよう、業界全体がセキュリティの重要性という共通の認識を持ったということです。もしそれがなされずに着信メロディが無制限に複製されるような構造になっていたら、楽曲の著作権使用料も現在とは異なったものだったでしょう。

例えば着信メロディの使用料ですが、最初は1曲100円を下支えと考えて「7.7%もしくは7.7円のどちらか高い方」という規定が適用されようとしたのです。ところが実際には1曲30円という料金が出現するに至ったためにその規定が実情と合わなくなり、「5円」という新たな規定を作るに至ったという経緯があります。これがモバイル分科会(NMRC)の最初の仕事になったのですが、受信した電話機から他の機器への転送、複製が出来ないという条件に適合したからこそ実現できた規定なんです。

携帯電話を1人が1台持つようになるとビジネスの構造が変わることを知りまして、同時に、ネットワークの世の中になった時にはセキュリティというものが文化を支えるのいかに有益なものかということも、自分の肌で体験した次第です。今後新たに発生するであろう様々な著作権問題においても、必ずデータのセキュリティも共に考えて行く必要があると思っています。

楽器から始まったMIDIですが、業務用通信カラオケを経てこの着信メロディに至るまでのビジネスの展開を考えると、改めて時代の変化を実感しますね。

Q3：今後のネット配信ビジネスの発展についてお話し下さい。

A3：今までは著作権使用料について、AMEI(NMRC)側は「安くして欲しい」、JASRAC側は「高くしたい」

とお互いに主張しつつ協議を進めて来ました。しかし、ことインタラクティブ配信に関してはプラットフォームの発展という未知の要素もあるので、使用料金の高い安いという論議は最後にして、今後は「(共通の利害に基づいて)権利者側も利用者側もビジネスの発展のために一緒に進んで行こう」というスタンスに切り替わりつつあるのです。

前に述べたCISACでの報告でも見られるように、JASRACは着信メロディの成功で大いに自信を深めたようですので、これからは以前にも増して両者の協調関係は強められると思います。

しかし、だからと言って着信メロディ事業が安泰であるという訳では決してありません。2001年度の着信メロディの事業は、300億円(サービス料ベース)の規模になるであろうと考えられています。お客様、特に若年層の携帯電話の使用料は月8千円~1万円と言われており、彼らは限られたお小遣いの中からこの金額を支払わなければならないので、別の買いたいものを節約しなければなりません。消費者の好み次第で産業構造は如何様にも変化する訳ですが、逆から見れば、別の買いたいもののためにお客様が着信メロディから離れる可能性も十分にあり得るのです。

現に右肩上がりの時期は過ぎており、着信メロディの配信事業者は大変な苦勞をしながら事業を進めているような状況ですので、今後はAMEIが中心になって、いかにしてこの着信メロディ事業を発展させるかを考えてゆかなければならないと思います。

Q4：今後の課題についてお話し下さい。

A1)：音楽と動画を同時に配信する場合の著作権問題が、まず解決して行かなければならない課題です。われわれ使用者(事業者)はもともとこのような権利の存在は認めていないという立場をとってまいりましたが、欧米では「シンクロ」としての権利が存在し、外国曲などを使用する時の弊害になっておりました。今後は音楽だけではなく画像を伴ったインタラクティブ配信サービスは増加すると予想されますので、早急に解決しなくてはならない問題という認識であります。

A2)：仲介業務法から著作権等管理事業法に変わって新しい管理事業者とお付き合いすることになって、今までと同じ考えが踏襲できることを願っています。

従来にも増して、AMEI著作権委員会の佐々木委員長(NMRC会長を兼任)はじめAMEI会員の皆さまのお力添えを頂くことになるかと思えます。

A3)：著作権協議は今後も永遠に継続するものなので、NMRCをより実態あるものとするために、常設事務局や常勤スタッフの設置および予算の確保等、組織化が必要ではないかと思えます。

ちなみに現在のNMRC事務局を(財)インターネット協会様にお願しております。

今後はAMEIとしても一層の努力をする必要があると思っております。